

福岡県公報

平成18年2月3日
第2491号

目次

告示(第226号-第244号)

○市の町及び字の区域及び名称の変更	(地方課)	1
○市の町の区域及び名称の変更	(地方課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	7
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	7
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8
○換地を定めない土地の指定	(農地計画課)	8
○解除に係る保安林の所在場所等	(治山課)	8
○町の字の区域の変更	(地方課)	9
○都市計画事業の認可	(下水道課)	9
○都市計画事業の認可	(下水道課)	9
○飼料の試験結果の概要	(畜産課)	9
○都市計画事業の認可	(公園街路課)	10
○公共測量の終了	(土木管理課)	10
○公共測量の終了	(土木管理課)	10
○公共測量の終了	(土木管理課)	11
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11
○都市計画事業の認可	(公園街路課)	11

公告

○競争入札の参加者の資格等	(総務事務センター)	11
---------------	------------	----

○一般競争入札の実施	(総務事務センター)	13
○福岡県国民保護計画の公表	(消防防災安全課)	15
○平成18年度福岡県農業大学校養成科の入学試験(一般入学試験第二次募集)の実施	(農業技術課)	16

告示

福岡県告示第226号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、福津市長から福津市の町及び字の区域及び名称を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、平成18年3月13日から効力を生ずるものとする。

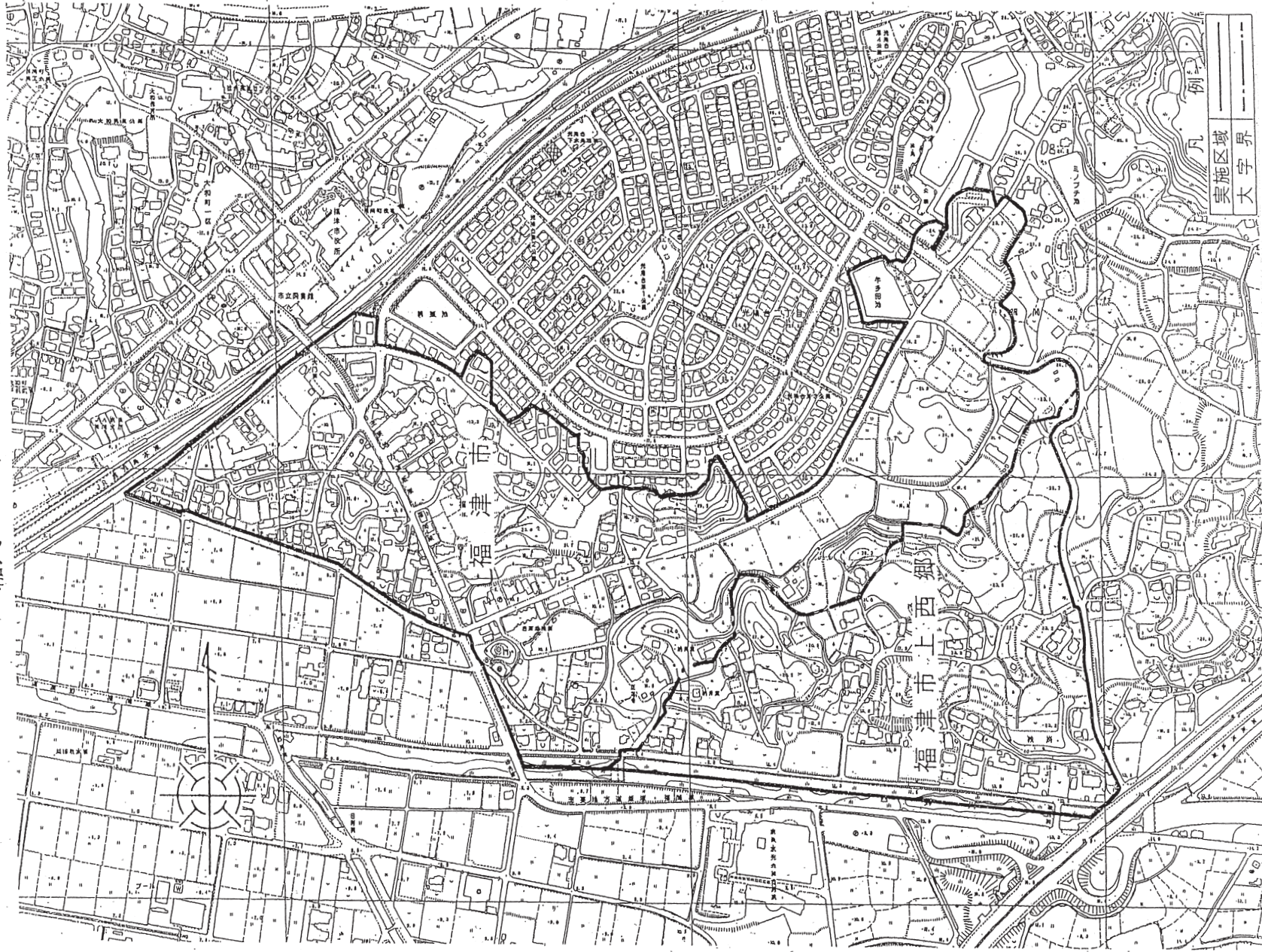
平成18年2月3日

福岡県知事 麻生 渡

別図1の区域内の町及び字の区域及び名称を別図2のように変更する。

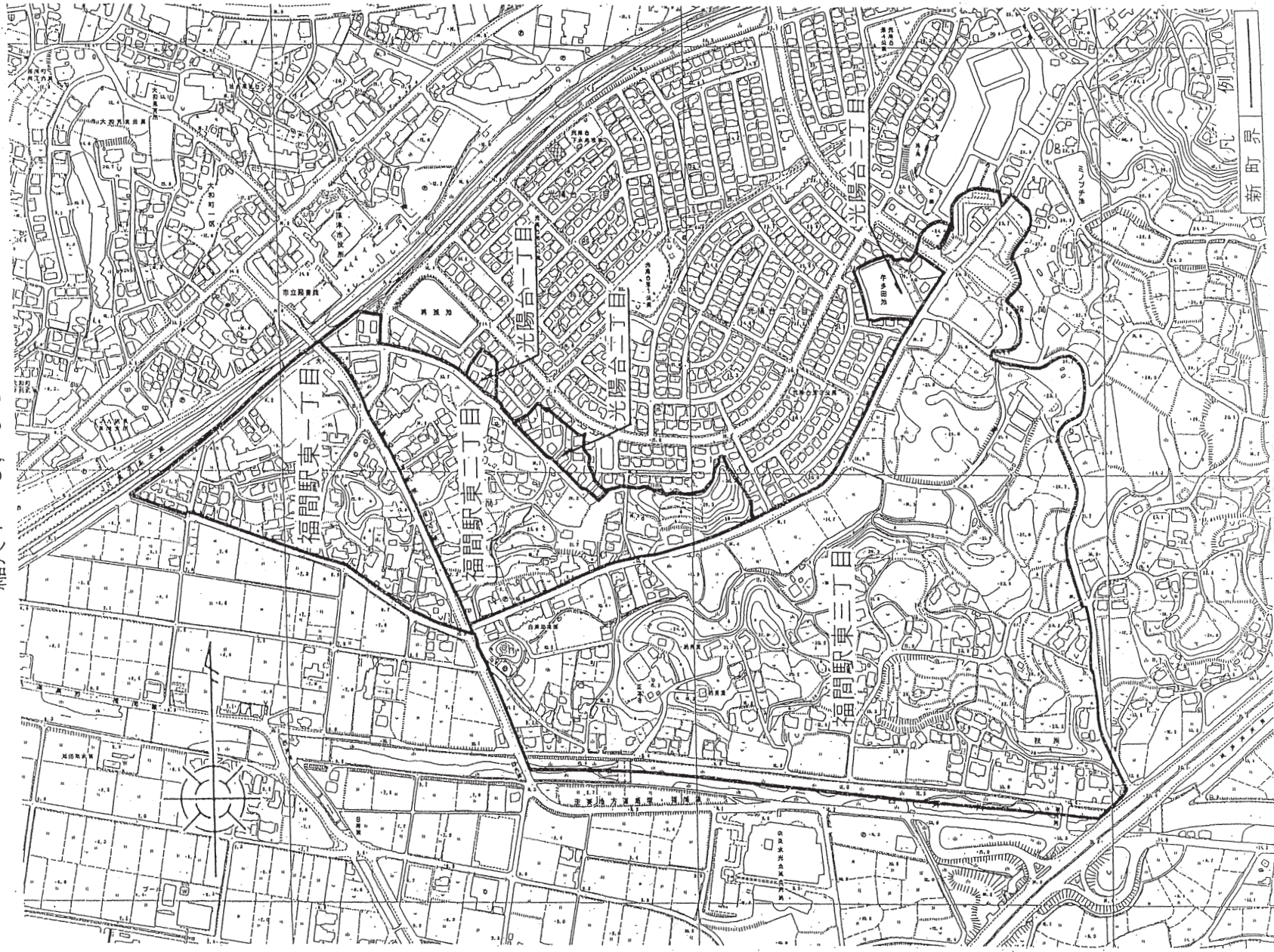
別図1

縮尺1:6,000



別図2

縮尺1:6,000



福岡県告示第227号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、福津市長から福津市の町の区域及び名称を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、平成18年3月13日から効力を生ずるものとする。

平成18年2月3日

福岡県知事 麻 生 渡

別図1の区域内の町の区域及び名称を別図2のように変更する。

別図1

縮尺1:3,000



別図2

縮尺1:3,000



福岡県告示第228号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年2月3日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
鞍手郡鞍手町大字八尋1576-8、1576-9、1577-29から1577-31まで、1615-9及び1615-10（第4工区）
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鞍手郡鞍手町大字中山3705番地
鞍手町長 篠原 彌榮

福岡県告示第229号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年2月3日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年1月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人介護予防研究会
 - (2) 代表者の氏名
岡部 勝
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県北九州市八幡西区浅川二丁目9番13号
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者等の地域住民に対して、介護をはじめとする福祉サービスの質の向上を図る事業や情報提供事業を行なうとともに、高齢者と地域住民との交流イベントを開催することで、高齢者の福祉の向上を目指し、併せて高齢者の安全な暮らしの推進を図ることで、豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第230号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年2月3日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年1月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人大川さくら会
 - (2) 代表者の氏名
川原 フミ子
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県大川市大字三丸590番地2
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者を対象とした介護保険法に基づく居宅サービス等の事業や、介護ボランティアの紹介などの事業を行う事で、高齢者が地域社会の中で自立した生活が送れる社会の実現に寄与し、併せてこれらの活動に求職者を積極的に活用することで、雇用機会の拡充を図る事を目的とする。

福岡県告示第231号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告す

る。

平成18年2月3日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年1月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 くるめ地域支援センター

(2) 代表者の氏名

柴田 元

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市天神町120番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、介護保険法第115条の39第1項に規定する地域包括支援センターを設置し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第232号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年2月3日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

前原市潤3丁目471番1から471番4まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

前原市潤3丁目18番3号

成吉 正徳

福岡県告示第233号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業筑後北部地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成18年2月3日

福岡県知事 麻生 渡

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積（平方メートル）
筑後市	熊野	栢町	406	田	528
筑後市	熊野	水町	423	田	868
筑後市	熊野	水町	444	田	861
筑後市	熊野	水町	435-1	田	652
筑後市	熊野	正恵	494	田	853
筑後市	熊野	正恵	502	田	1,060
筑後市	熊野	正恵	503	田	918

福岡県告示第234号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年2月3日

福岡県知事 麻生 渡

1 解除に係る保安林の所在場所

北九州市若松区大字有毛字高尾2052の50、字岩名2394の7、2394の8

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

福岡県告示第235号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、潁田町長から潁田町の字の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、佐与地区県営土地改良事業に伴う換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずるものとする。

平成18年2月3日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 次の区域を大字佐與字北牟田に編入する。

大字	字	地番
鹿毛馬	猪ノ尻	2191の5、2218の2、2219の2、2220、2221の3
これらの区域に隣接介在する道路・水路である公有地の全部		

福岡県告示第236号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年2月3日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 施行者の名称
宮田町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
宮田都市計画下水道 宮田町遠賀川中流流域関連公共下水道
- 3 事業施行期間
平成18年2月3日から平成21年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
なし
 - (2) 使用の部分

なし

福岡県告示第237号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年2月3日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 施行者の名称
直方市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
直方都市計画下水道 直方市遠賀川中流流域関連公共下水道
- 3 事業施行期間
平成18年2月3日から平成21年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
なし
 - (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第238号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第4項の規定により、平成17年11月に収去した飼料の試験結果の概要を次のように公表する。

平成18年2月3日

福岡県知事 麻生 渡

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験結果の概要()内は表示成分									違反の内容
				粗たん白質%	粗脂肪%	カルシウム%	リン%	粗繊維%	粗灰分%	TDN%	ME kcal/kg	その他の検査%	
石橋工業株式会社 福岡工場 福岡市中央区那の津5丁目9番3号	同 左	肉用牛肥育用配合飼料モーサンミル	平成17年11月	(12.0) 11.1	(1.8) 2.3	(0.35) 0.66	(0.30) 0.31	(7.0) 3.5	(7.0) 3.9	(72.0) 72.9			粗たん白質成分に不足あり
		ミックス1号	平成17年11月	(8.5) 9.3	表 2.8	示 0.03	な 0.28	し 2.6	(3.0) 1.6				

福岡県告示第239号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年2月3日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 施行者の名称
大野城市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
福岡都市計画道路事業 8・7・22号 東大利歩行者専用道路
- 3 事業施行期間
平成18年2月3日から平成27年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
大野城市東大利二丁目、下大利二丁目及び三丁目並びに下大利団地地内
 - (2) 使用の部分
大野城市下大利二丁目及び下大利団地地内

福岡県告示第240号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に

より、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年2月3日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉南区一円	平成18年1月16日

福岡県告示第241号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年2月3日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（道路台帳現況平面図作成に伴う3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡東区	平成18年1月16日

福岡県告示第242号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年2月3日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市門司区一円	平成18年1月16日

福岡県告示第243号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年2月3日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

大牟田市花園町64番1及び64番12から64番15まで並びに黄金町1丁目219番1、219番4から219番6まで、236番1から236番6まで、237番4から237番19まで、238番1、238番3、238番8から238番17まで及び238番20から238番30まで並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の全部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

大牟田市曙町1番地14

株式会社 クラフト 代表取締役 金光 隆一

福岡県告示第244号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年2月3日

福岡県知事 麻生 渡

1 施行者の名称

福岡市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡都市計画公園事業3・3・111号三苦浜中央公園

3 事業施行期間

平成18年2月3日から平成23年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

福岡市東区三苦七丁目地内

(2) 使用の部分

福岡市東区三苦七丁目地内

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成18年2月3日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

複写サービスに係る単価契約

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ウ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- エ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- オ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 障害者雇用状況

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び東京法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
 - ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
 - エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
 - オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
 - カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
 - キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合には、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
 - ク 営業概要表（様式第5号）
 - ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
 - コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
 - サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
 - シ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
 - ス 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
 - セ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
 - ソ 返信用封筒（80円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書（有償）の入手先
- ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション
 - イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）
 - ウ 電話 092-641-7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
- イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
- ウ 電話 092-643-3092 (ダイヤルイン)

(4) 申請の受付期間

この公告の日から平成18年2月17日(金)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得したときから平成19年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成19年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年2月3日

福岡県知事 麻生 渡

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

複写サービスに係る単価契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成17年4月福岡県告示第719号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、平成18年2月17日(金)までに次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション(福岡県庁地下総合売店)

〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円(消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。)

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成18年2月27日(月)現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
-----	-----	-----	----

01	01	文具	AA
01	02	事務機器	AA
05	02	電気通信機器	AA

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県総務部総務事務センター
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
- (1) 期間
平成18年2月6日（月）から平成18年2月27日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで
- (2) 場所
5の部局とする。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札説明会
入札説明会は行わないものとする。

10 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

- (1) 提出場所
福岡市博多区東公園7番7号
福岡県総務部総務事務センター
- (2) 受領期限
平成18年2月27日（月） 午後5時00分
- (3) 提出方法
直接提出又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

11 開札の場所及び日時

- (1) 場所
福岡市博多区東公園7番7号 南棟1階
福岡県総務部総務事務センター入札室
- (2) 日時
平成18年2月28日（火） 午前10時00分

12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合であってそのすべての同意が得られれば直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
見積金額（の税込金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明しない入札
- (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指定停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報、その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

17 Summary

- (1) The name of a contract matter
The unit-price contract concerning copy service
- (2) Time Limit of Tender
5:00PM on February 27, 2006
- (3) Contact Point for the Notice : General Affairs Center, General Affairs
Department, Fukuoka Prefectural Office, 7-7,
Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan
TEL 092-643-3092

公告

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第34条第1項の規定に基づき、福岡県国民保護計画を定めたので、同条第6項の規定により次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を福岡県総務部消防防災安全課生活安全室に備え置いて縦覧に供する。（「福岡県の国民保護」のホームページ内（福岡県消防防災安全課のホームページ（<http://www.bousai.pref.fukuoka.jp/kokuminhogo/toppage.htm>））にも掲載する。））

平成18年2月3日

福岡県知事 麻生 渡

公告

平成18年度福岡県農業大学校養成科の入学試験（一般入学試験第二次募集）を次のように実施する。

平成18年2月3日

福岡県農業大学校長 梅本 哲

1 募集定員等

学 科	専攻コース	募集定員
養成科	野 菜	若干名
	花 き	6名
	果 樹	若干名
	水田経営	若干名
	畜 産	若干名
	総 合	若干名

2 修業年限 2年

3 入学試験

福岡県農業大学校学則（昭和55年3月福岡県告示第481号）第11条の規定に基づき、入学を志願する者に対して、入学試験を行う。

(1) 受験資格

次の各号に定める要件を満たす者が受験できる。ただし、福岡県農業大学校の平成18年度一般入学試験（第一次募集）を受験した者を除く。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（平成18年3月卒業又は修了見込みの者を含む。）又は学校教育法施行規制（昭和22年文部省令第11号）第69条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者（平成18年3月31日までにこれに該当する見込みの者を含む。）又はこれらの者と同等以上の学力を有すると知事が認めた者

イ 志操堅固で身体強健な者

(2) 日時、場所等

日 時	科 目 等	場 所

平成18年3月2日 (木曜日)	午前9時30分～ 午前10時30分	国語（国語総合）	筑紫野市大字吉木767番地 福岡県農業大学校
	午前10時40分～ 午前11時40分	数学（数学Ⅰ）	
	午前11時50分～ 午後0時50分	公民（現代社会）、理科 （理科総合B）及び農業 （農業科学基礎）のうち いずれか一科目を選択	
	午後1時30分～	面接	

(3) 受験手続及び受付期間

ア 受験願書等の配布及び試験に関する問い合わせ先

福岡県農業大学校（郵便番号818-0004 筑紫野市大字吉木767番地 電話092-925-2403）又は福岡県農政部農業技術課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3495）に対して行うこと。

郵送によって入学願書の用紙等を請求する場合は、返信用封筒（縦31センチメートル、横22センチメートル以上の大きさで、あて先及び郵便番号を明記し、140円切手をはったもの）を必ず同封すること。

イ 受験の申込方法

(ア) 所定の受験願書に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、福岡県農業大学校に提出すること。

a 最終学校の調査書（出身学校長が作成して封印したもの） 1部

b 健康診断書

c 農業経営規模調査書（所定の用紙によること。）及び意見書（所定の用紙で受験者の住所地を管轄する地域農業改良普及センター所長が作成して封印したもの） 各1部

(イ) 受験手数料は、無料とする。

ウ 受付期間

(ア) 受験申込みの受付期間は、平成18年2月9日（木曜日）から平成18年2月23日（木曜日）まで（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、県の休日は、受付業務を行わない。

(イ) 郵便による受験申込みは、必ず配達記録郵便とし、平成18年2月23日（木曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 合格者の発表

一般試験合格者の氏名は、平成18年3月6日（月曜日）午前9時に福岡県農業大学校に掲示するほか、文書をもって合格者に通知する。

4 在学中に行う研修等

(1) 大型特殊自動車（農耕用）、けん引自動車（農耕用）、農業機械士（2級）、危険物取扱者（乙類）、毒物劇物取扱者、家畜人工授精師（畜産コースのみ）、アーク溶接技能、ボイラー取扱技能、フォークリフト技能、小型建設機械技能等の免許や資格取得のための研修や講習を行う。

(2) 卒業後公務員になる場合は、修業年限2年の短期大学卒業者と同様の取扱いが受けられる。

発行 福岡市博多区東公園七番七号
福岡県(総務部行政経営企画課)

販売印刷 福岡市東区箱崎六丁目六番四二号
株式会社 川島弘文社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)